

## 教育・保育提供区域設定の変更について

### 1 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

### 2 「国の区域設定における考え」（子ども・子育て支援法に基づく基本指針 参照）

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定をすることが基本となる
- ・教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

### 3 2つの視点より教育・保育提供区域を設定

視点① 市全体で事業量の需給調整がしやすいため、利用者のニーズに柔軟に対応できる。

視点② 現在の施設の位置について、若干の偏りはあるが、保護者の通勤経路、生活圈等を考慮すれば適当である。

### 4 教育・保育提供区域の設定について

分類	区域	
	第1期計画	第2期計画
教育・保育	東・西地区	市全域
地域子ども・子育て支援事業	東・西地区及び市全域	